

# 市民にいの家 貸館利用の手引き

## ○基本情報

開館時間：午前9時～午後6時

休館日：日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）

※休館日や午後6時以降の利用を希望する場合は、利用日の2週間前までに高齢者支援課（520-5708）へご連絡ください。

## ○料金表

施設名		広さ	使用料（1時間につき）	
			9時～18時	18時～21時
多目的室		91.8 m <sup>2</sup>	520 円	1,040 円
和室	大広間	100 畳	800 円	1,320 円
	10 畳間	10 畳	180 円	320 円
	7 畳間	7 畳	180 円	320 円

### 備考

- 1 営利又は営業上の目的で利用する場合は、定額使用料の200%
- 2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合は、定額使用料の200%
- 3 大広間の利用面積が全体の2分の1以下の場合は、定額使用料の50%
- 4 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算します

## ○利用手順

- ①窓口で「利用承認申請書」に必要事項を記入し、提出してください。  
※減免カードをお持ちの方は、あわせて「減免申請書」をご提出ください。
- ②利用日までに、窓口で使用料をお支払いください。
- ③当日は、窓口で団体名を伝え「貸館利用報告書」を受け取ってから入室してください。
- ④利用後は後片付けを行い、窓口へ「貸館利用報告書」を返却してからお帰りください。

## ○キャンセル手順

- ①電話もしくは窓口にて、利用日の3日前までにお申し出ください。
- ②すでに使用料を支払っている場合、70%を返金しますので、「還付申請書」等に必要事項を記入し、提出してください。  
※3日前までにお申し出がなかった場合、返金はできかねます。

# 市民いこいの家配置図



# 利用上の注意

すべての団体の方が気持ちよく利用できるよう、ルールを守ってご利用ください。

## 共通事項

- 以下の行為は、控えていただくようお願いします。
  - ・ 周囲や施設に迷惑や悪影響を及ぼすと思われる講座, 集会, 講演会等
  - ・ 火気の使用
  - ・ 特定の政党・候補者の利害に関する活動目的の利用
  - ・ 特定の宗教の利害に関する活動目的の利用
- 以下の行為は、固くお断りします。
  - ・ 暴力団の活動及び暴力団に対し利益を供与する活動目的の利用
- 以下の行為が確認されたときは、利用を中止します。
  - ・ 法外な価格での商品販売、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和 4 年法律第 105 号）第 4 条及び第 5 条に定める禁止行為その他不当に高額な金銭を受け取る行為
  - ・ 宗教への勧誘行為
  - ・ その他社会通念を逸脱する行為、商談や契約、物品の販売等
- コピー機の利用について
  - ・ 管理人室のコピー機を利用する場合、1 枚につき 10 円を徴収します。その場でお支払いください。
  - ・ 必要最低限の利用とし、長時間にわたる占有はお控えください。
- 施設・設備器具等を破損または滅失した場合は、修理もしくは弁償していただきます。
- 施設内での盗難、事故等は一切責任を負いかねます。

## ～利用後～

- テーブル・椅子等は、整理整頓し、利用前の場所・状態に戻してください。
- ごみは必ずお持ち帰りください。
- 他に利用者がいない場合は、電気をすべて消してください。